



岸本周平  
Kishimoto Syuhei  
中央大学客員教授

<http://www.shuhei-k.jp>

# イベント小僧になって 思うこと

## 選挙をしばし忘れ 楽しみながら参加

候補者の仕事は、何よりもまず顔を売って知名度を上げることです。草の根の戸別訪問やミニ集會も、そのための手段ですが、人の大勢集まるイベントに出かけてウロウロするという手もあります。自分が出演しなくてもシンポジウムを聞きに行くとか、各種コンサートや展覧会などに小まめに参加しています。長い浪人生活になりそうですから、いやいや行くのは時間の無駄です。しばし選挙を忘れ、楽しみながら参加するのが何よりです。

和歌山市は、何と言っても県庁所在地で、歴史と伝統のある街ですから、文化程度は高く、クラシックのコンサートのほか、ジャズのライブや落語の独演会を楽しむことができます。この2カ月間だけでも、国際的なピアニスト杉谷昭子さんと和歌山市交響楽団との共演で、ベートーベンのピアノ協奏曲第五番変ホ長調「皇帝」の演奏を聞けたり、渡辺貞夫クインテットの演奏会や米朝親子会もありました。72歳のナベサダさんはすごく若々しくて、情熱的な演奏に場内は沸きました。81歳の桂米朝さんの落語は往年のキレはありませんでした。洗い話芸を楽しめました。芸術家に定年はありません。お客さんが来てくれる間は、年齢に関係なく現役なのです。

政治家もそうで、立候補に定年制を設けるのはとても変です。選挙民が選んでくれている間は、年齢は関係ないはず。有権者が自分たちを代表する資格や能力がないと判断すれば、選挙の結果で答えが出ます。現役が有利で、新しい候補者が出にくいというなら、候補者を決める際に予備選をやれば公平です。政治はパワーゲームですから、年齢ではなく、勝ち負けで決めるべきです。



和歌山の人気者、紀州レンジャーとのバトルシーン  
(紀州レンジャー<http://www.kishu-ranger.jp>)

## 「雇用における年齢差別禁止法」を 真剣に考える時代

私の政治家としての目標は、自分の意志や努力とは関係なく挑戦の機会を奪われたり、差別されたりしない社会をつくることです。年齢はその最たるものの一つです。米国では、年齢による差別を禁止する法律（「雇用における年齢差別禁止法」1967年制定）があります。1986年までは、この法律の適用対象は70

歳まででしたが、その後年齢の上限も撤廃され、今は完全に年齢による雇用の差別が禁止されています。さらに、求人の際に「45歳以下の者」といった条件をつけることも許されません。

2004年をピークに日本の人口が減少を始めました。政府の推計では、2025年には20歳～64歳人口が6,691万人に対して、65歳以上の人口は3,473万人と約2対1の比率になります。足元の2000年の統計では同じく約4対1です。30年前の1975年では、この数字は約8対1でした。働く意欲と能力のある高齢者を差別するようなゆとりは、日本には残されていないのです。米国に続いて、フランスやベルギーも雇用年齢差別禁止法を制定しました。米国の雇用差別禁止法が高齢者の雇用を促進したという実証研究も行われています。

日本でも、雇用対策法において、「労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えるよう」事業主に努力義務が課されるようにはなっています。さらに、一步踏み込んで、雇用における年齢差別を禁止する法律をつくるべきだと私は考えます。改善点はあるものの、今ある男女雇用機会均等法は21年前の1985年に制定され、これまで改正が行われ、改善されてきたのです。少子高齢化の社会は既に現実のものとなりつつありますので、雇用における年齢差別禁止法の制定が急がれます。

